

# 鎌倉日和

vol.56

新春の候、皆様ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご厚情を賜り、ありがとうございます。

本年も「頼れる身近な専門家」として、皆様のご期待に添うべく誠心誠意業務に取り組んでまいります。

さて、今年は巳年ですが、脱皮を繰り返して成長するヘビは、再生を意味する吉兆でもあるといわれています。過去の失敗も新たな成長へと変える、絶好の年にしたいですね。

## 鎌倉ブランドのお客様

### 株式会社 松 様

#### ● 着物へのハードルを下げるために ●

お正月に成人式。年間を通じて1月ほど華やかな着物が似合う月は無いのではないかでしょうか。鎌倉で創業150年を超える老舗呉服店「みやもと」の四代目宮本英光さん（株式会社松代表取締役）、曜子さん（同社専務取締役）ご夫妻にお話を伺いました。

もともとは「紺屋」といわれる染物屋から始まり、染み抜きや仕立て直しなどの加工全般から着物の販売を手掛けるようになっていったという「みやもと」。約30年前、四代目として事業を承継した宮本さん夫妻は、着物離れが進む中で同じやり方を続けていたりでは存続できないと考え、ドラスティックな改革に取り組みました。



数百名のアンケート結果から、着物は「お手入れが難しい」「保管場所が無い」という声を解決することを改革の軸とし、店からすぐの場所に着物専門の蔵「Kuroudo(クロウド)」を建設しました。鉄筋コンクリートのビルの中に木造の建物が入っているような構造で、蔵内は気温16～18℃、湿度50%



を保っており、まるで美術館のような環境で大切な着物を保管することができます。お客様は電話一本で着用したい着物を指定の場所まで配達してもらい、着用後はお手入れ後に再び保管してもらえるので、着物を着るハードルが大きく下がります。さらに最近では、蔵にある着物やお客様の自宅にある小物類を画像で共有し、コーディネイトの相談も受けています。その他、敷地内の庭や日本家屋での写真撮影や着付け教室など、着物にまつわることなら全てワンストップで解決できるのが「みやもと」の強みです。

#### ● 30年前の先見の明 ●

「Kuroudo(クロウド)」での保管サービスは、ハード面だけでなくシステムによる管理体制も行き届いています。蔵と顧客の往復なら良いのですが、お手入れのために外部の専門業者を介す場合、着物が複数回移動することになり、その過程でどこにあるか分からなくなってしまう事態も発生しかねない状況でした。さらに、これらは専門的な知識が必要で、ベテラン従業員しか採配できないものでした。

そこで、宮本さん夫妻は業務フローや顧客情報を一括管理できるオリジナルシステムを開発することを決断。家庭用PCがまだ普及していなかった時代に、オリジナルシステムを作成するという発想、1年かけて完成させたという信念に驚かされます。コストはかかりましたが、若い人材でも効率よく業務をまわせる体制を実現し、その分、若者らしい柔軟な発想で様々な企画を展開できる社風が醸成されていました。こうして、蔵とシステムの総称としての「Kuroudo(クロウド)」は、顧客満足度の向上や固定客獲得に貢献する事業の根幹として商標登録も行い（第3001344号）、きもの蔵人「みやもと」としてのブランド化の柱となつたのです。

#### ● 引き継がれる信頼と暖簾 ●

このように、時代の先をいく改革を進めてきた宮本さん夫妻ですが、最近大きな節目を迎えました。お嬢様の紗織さんが五代目継承のため入社されたのです。

紗織さんは結婚後も大手企業で総合職としてキャリアを積んできましたが、ライフワークバランス、着物や鎌倉への愛着、祖父母や両親の築いたものを途絶えさせてはならないという責任感など、様々な思いを巡らせながらご家族で話し合つて決断したそうです。「Kuroudo(クロウド)」での着物の保管さえ大切に続けてくれれば、あとは時代のニーズにあわせた商品やサービスを創意工夫してくれればよいと宮本さんは



言います。専務として常に最前線で店を引っ張ってきた曜子さんが最後におっしゃった言葉「絶対に辞めない社員が一人増えたということは本当に有難い」という言葉が、信頼に裏打ちされた家族承継の神髄だと感じ印象的でした。

着物は世代を超えて着ることができ、丁寧に扱えば3世代以上引き継ぐこともできます。大切な着物を次世代に引き継ぐのと同じように、着実に暖簾を次世代に引き継いでいらっしゃる姿に、歴史ある鎌倉の象徴を見たように思いました。当事務所は「鎌倉の伝統と革新を、知財でサポートする」を合言葉に、今まで事業を進めてきました。2025年もこの思いを大切に、皆様のお役に立てるよう精進してまいります。

#### きもの蔵人「みやもと」

神奈川県鎌倉市鎌倉市大町1-8-20

TEL: 0120-150602

0467-22-0602

Fax: 0467-25-6835

E-mail: kimono@kuroudo.co.jp

<http://www.kuroudo.co.jp/>





## ● 言葉や文化と商標の関係 ●

着物の商標というと、数年前「キム・カーダシアンの Kimono 商標登録事件」という事件が業界を騒がせました。米国のセレブ、キム・カーダシアンさんが「KIMONO」というブランド名について「下着等」を指定して米国で商標登録出願したこと、文化盗用であると SNS で大炎上した事件です。京都市長の反対声明等もあり、結論として当該出願は取り下げられましたが、仮に登録がされていたら、米国において「下着等」について「KIMONO」はキム・カーダシアンさんに独占される事態になっていたかもしれません。



ところで、我が国の商標制度

においては、保護を求める商品（指定商品）の名称や、商品の原材料、商品の種類等を表す名称は商標登録の対象となりません。「被服」を指定して「ズボン」「シルク」、「下着」を指定して「キモノ」等の文字を商標登録出願した場合、当然登録になりません。これらの名称は、事業を行うために必要な表示なので、一私人に独占させるのは妥当でないからです。では、外国語の商品名や原材料等を出願した場合はどうなるのでしょうか。

指定商品を「ズボン」を例に、英語の「パンツ」「トラウザーズ」などを出願したら、普通に商品名として拒絶されそうです。ドイツ語「ホーゼ」、中国語「クーツー」あたりも知っている人は多そうなので、拒絶されても仕方ない気がします。でも、アッサム語「ペント」、シンハラ語「カリサム」とか、どうなのでしょう？

本来、商標登録はその国ごとの事情により審査を行い登録を認めるもので、その効果も国内のみであり、外国の事情を考慮する必要はありません。例えば、果実ジュースの「ネクター」は英語圏では普通名称ですが、我が国において、過去に商標登録されていました。

しかし、現在は国境を越えて商品が流通し、インターネットにより外国の情報も容易に取得することができます。そのような実情において、令和の特許庁の審査マニュアルでは「外国の商品名も我が国の商品名と同様に扱う」とされており、我が国において一般に知られていない言語でも商標登録の対象となるのです。審査は大変だと思いますが…

この審査の指針は、実は米国の「外国語等価主義」の考え方を参考にしたもので、人種のるつぼである米国では、早い段階から多様な言語を保護する制度を導入していました。外国文化の保護に関しても米国は他国より敏感ですので、キム・カーダシアンさんの下着等の出願は、ほっておいても拒絶されたかもしれません。



しかし、審査より先に、SNSにおいて炎上し出願を取り下げざるを得ない結論になったというのは、「現代においては、国内事情だけで商標の審査を行うことはできない」という一つの実例になりました。

言葉は単なる文字の羅列ではなく、その言葉が使われてきた文化や信頼が化体するものです。商標に携わる者として、敬意をもって言葉に接していくたいと思います。

弁理士 芦田 圭司

## 新年明けましておめでとうございます



2024 年は、生成 AI の話題で持ちきりでしたね。実務においても、AI を活用する場面が増えてきたのではないでしょうか。

私たちも、業務効率化のために生成 AI を活用しています。例えば、資料の分類・並べ替え・集計・抽出、翻訳など、AI の精度の高さには目を見張るものがあります。

特に翻訳においては、従来の機械翻訳よりも自然で、より人間らしい翻訳結果が得られるようになっています。

また、当事務所の商標の新しいサービス「ブランド名制作」においても、ブランドコンセプトの設計やブランド名候補の制作過程で生成 AI を活用し、お客様に最適なブランド名を提案しています。

AI は、個々の作業効率を上げるだけでなく、業務プロセス全体を革新する「破壊的イノベーション」をもたらす可能性を秘めていると言われています。これまで 5 日かかっ

ていた作業が、AI によって 1 分に短縮されるようなインパクトです。しかし、破壊的イノベーションは、個々の作業に AI を使い、それを積み上げるだけのやり方では実現しません。業務全体を俯瞰し最適化するように AI を活用することで初めて、その扉が開かれるのです。

そのためには、従来のやり方や固定観念にとらわれず、「発想の転換」をすることが大切です。発想の転換の中には、保護すべきアイデアがたくさん詰まっています。

本年、私たちは、生成 AI を代表とする新しい技術について活用方法や事例をキャッチアップし、お客様の事業に貢献できるよう、より一層尽力してまいります。

皆様にとって輝かしい一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

将星国際特許事務所  
所長弁理士 渡部仁



SHOUSEI International Patent Office  
**将星国際特許事務所**

〒248-0006  
神奈川県鎌倉市小町2-11-14 山中MRビル3F

TEL : 0467-73-8540 (平日10:00~18:00)

FAX : 0467-73-8541

Email : [info@shousei.jp](mailto:info@shousei.jp)

URL : <https://shousei.jp/>

